

研究の窓

動物の比較法社会論

——フォアグラの使用禁止をめぐる——

東郷 佳朗

フォアグラといえば、キャビア、トリュフとともに世界3大珍味の1つに数えられ、フランス料理には欠かせない食材とされている。ところが、先日、イギリスのチャールズ皇太子が公邸内の食事にフォアグラを用いることを禁止したことが日本でも報道され（毎日新聞2008年2月28日付夕刊等）、話題になった。ガチョウや鴨に無理やりえさを食べさせて肝臓を肥大させるフォアグラの生産過程が動物虐待に当たる、というのが使用禁止の理由らしい。

イギリスの2006年動物福祉法（Animal Welfare Act 2006）では保護動物（家畜も含まれる）に「不必要な苦痛」を与えることが禁じられている。そして、ガチョウや鴨に対する強制給餌もこれに該当すると解され、イギリスではフォアグラの生産は事実上禁止されている（もっとも、フォアグラの輸入・販売まで禁じるものではない）。チャールズ皇太子の今回の決定には、動物愛護の先進国の王室がフォアグラを食卓に載せるのは似つかわしくない、という判断が働いているのかもしれない。

ところで、この報道について、テレビのワイドショーのあるコメンテーターが、食文化の豊かさではおよそ敵わないイギリス人がフランス人に対する当てつけでこのような仕打ちに及んだのではないかと、したり顔で語っていた。事情を知らない視聴者の中にはなるほどと納得する向きもあろうが、そのような斜に構えた見方は当を得たものとはいえない。なぜなら、動物福祉の観点からフォアグラの生産を禁止している国はイギリスだけではないからである。ウィキペディアの「フォアグラ」の項によれば、ヨーロッパ諸国のうち、イタリア、オーストリアの6州、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、ポーランド、ルクセンブルクに

おいて、動物への強制給餌を禁じる明文の規定によりフォアグラの生産が違法とされており、また、イギリスのほか、アイルランド、スウェーデン、オランダ、スイスでも、動物保護法の解釈上、フォアグラの生産は違法になるという

（ヨーロッパ以外にも、アルゼンチン、イスラエル、アメリカのカリフォルニア州およびシカゴ市などでフォアグラの生産ないし販売が禁止されている）。これに対して、ひとりフランスのみが、フォアグラはフランス文化の遺産である旨をわざわざ法律に謳い、フォアグラの生産と使用を正当化している、というのが実状のようである。

フォアグラは食文化か、それとも動物虐待か、という議論はここでは措くとしても、イギリスをはじめとするヨーロッパ各国が動物福祉に熱心であることは、この例からも窺えよう。とりわけ家畜の福祉向上については、この間、「動物の権利運動」の高まりともあいまって、EUレベルで取り組みが進められてきた。1999年に発効したアムステルダム条約には「動物の保護および福祉に関する議定書」が含まれており、そこでは、動物を「感受性のある存在」と位置づけたうえで動物福祉への配慮を加盟国に求めている。家畜については、「農業目的で飼育される動物の保護に関する理事会指令」（1998年）、さらには子牛、採卵鶏、豚など家畜別に定められた理事会指令によって、飼養管理に関する最低基準が示されている。これを受けて、加盟国ごとに一たとえば、イギリスでは家畜福祉規則（Welfare of Farmed Animal Regulation）において—詳細かつ具体的な基

